

福岡県公報

平成19年6月4日
第2685号

目次

告示(第1100号 - 第1113号)

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	1
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	1
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	4
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	4
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	4
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	5
土地改良区の清算人の退任	(農地計画課)	6
土地改良区の清算人の退任	(農地計画課)	6
土地改良区の清算人の退任	(農地計画課)	6
公共測量の実施	(土木管理課)	7

正誤

開発行為に関する工事の完了(平成19年5月福岡県告示第986号)中正誤..... 7

告示

福岡県告示第1100号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
太宰府市吉松東土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成18年4月12日から平成20年3月31日まで
- 3 施行地区
太宰府市大字吉松字尻深、字川久保、字川原、字土手ノ内及び字下川原の各一部
- 4 事務所の所在地
太宰府市大字大佐野18番地14
- 5 設立認可の年月日
平成18年3月29日
- 6 変更認可の年月日
平成19年5月23日

福岡県告示第1101号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称
福岡市
- 2 事業の種類
一般国道263号改築工事(内野南工区・福岡県福岡市早良区大字西字柳瀬地内)及びこれに伴う農業用水路付替工事
- 3 起業地
(1) 収用の部分
福岡県福岡市早良区大字西字柳瀬地内

(2) 使用の部分

福岡県福岡市早良区大字西字柳瀬地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、福岡県福岡市早良区大字西字柳瀬地内から同区早良六丁目地内までの延長550mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道263号改築工事（内野南工区）及びこれに伴う農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道263号改築工事（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に規定する事業に該当する。また、農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、同条第5号に規定する土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道263号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかった。よって、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、道路法第17条第1項の規定により、福岡市が管理を行うものである。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、福岡県福岡市早良区地内の一般国道202号との接続点を起点とし、福岡県と佐賀県との県境において三瀬トンネルを通過して、佐賀県佐賀市地内の一般国道34号との接続点を終点とする延長53kmの幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線は、車道幅員が約5.5mから6mの狭小な道路であるうえ、見通しの悪い屈曲部があることから、大型車相互のすれ違い時による走行速度の低下や見通しの悪い屈曲部における徐行運転が余儀なくされ、円滑かつ安全な自動車交通が阻害されており、幹線道路としての機能が損なわれている。また、本件区間の沿道にはさわら陽光台団地や人家及び店舗が存在し、本件区間は西日本鉄道株式会社の陽光台バス停留所への往来に利用されているにもかかわらず、車道と歩道の区分がない混合交通であることから、歩行者及び自転車通行者の安全性が脅かされている。さらに、本件区間においては、交通事故も発生している状況である。

平成17年度の道路交通センサスによると、本路線の自動車交通量は、福岡市早良区大字飯場地点において6,410台/12時間、混雑度1.13となっている。

本件事業の完成により、本件区間の円滑かつ安全な交通が確保されることはもとより、幹線道路としての機能向上に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に定める環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しない。しかし、起業者が任意で自動車の走行に起因する環境への影響について検討を行った結果、大気質及び騒音については環境基準等を満たすと予測している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が任意で調査を行ったところ、本件区間内の土地に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響は軽微であると予測される。また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存しないことから埋蔵文化財への影響はないと予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、円滑かつ安全な交通の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく第4種第1級の規格による2車線道路を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の計画は、昭和53年3月18日に変更された福岡都市計画道路3・4・46号西新早良線と基本的に整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用水路の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件区間は(3)アで述べたように、円滑かつ安全な自動車交通が阻害されており、幹線道路としての機能が損なわれていること、歩行者及び自転車通行者の安全性が脅かされていること、交通事故も発生している状況であることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった一般国道263号改築工事（内野南工区・福岡県福岡市早良区大字西字柳瀬地内）及びこれに伴う農業用水路付替工事について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市早良区役所（総務課）

福岡県告示第1102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

前原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した前原都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

前原市建設水道部都市計画課

福岡県告示第1103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同

法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

前原都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

前原市大字泊字カツラギの一部並びに大字瀬戸字木の町及び字土井町の各一部
糸島郡二丈町大字波呂字塚本及び字千把田の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
前原市建設水道部都市計画課

福岡県告示第1104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した志摩都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

志摩町都市計画課

福岡県告示第1105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

志摩都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

糸島郡志摩町大字馬場字志摩野の一部並びに大字桜井字大峠、字峠及び字二タ又の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
志摩町都市計画課

福岡県告示第1106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
二丈都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した二丈都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
二丈町都市整備課

福岡県告示第1107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
広川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した広川都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
広川町建設水道課

福岡県告示第1108号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字南原字正治屋前谷1891 - 1 から1891 - 9まで、字柿木屋敷1896 - 1 及び1896 - 3 から1896 - 17まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川市大字夏吉500番地
ならはら不動産 代表 檜原 敏

福岡県告示第1109号

解散した清算法人沖出土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

氏 名	住 所
堀 万 治	うきは市浮羽町高見1036番地
吉 瀬 忠 夫	" " 1102番地 1
佐々木 秀 明	" 山北734番地 2
大 山 喜代美	" " 918番地 1
野 鶴 哲 生	" 三春1644番地 1
淵 上 正 義	" " 2495番地 2
江 藤 孝一郎	" 高見189番地 2
馬 場 弘 士	" " 585番地 2
高 橋 敏 則	" 古川167番地 2
佐々木 二 雄	" 東隈上185番地内第 1
河 北 啓 介	" 山北204番

福岡県告示第1110号

解散した清算法人田川市川宮土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

氏 名	住 所
松 崎 裕 治	田川市大字川宮1125番地
植 田 隆	" " 826番地

福岡県告示第1111号

解散した清算法人山家土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

氏 名	住 所
堀 江 勝	筑紫野市大字山家4375番地 1
木 村 久 利	" " 5166番地
井 上 喜 雄	朝倉郡筑前町中牟田467番地
加 島 康 文	筑紫野市大字山家5247番地
神 崎 久	" " 4495番地
砥 綿 孝 司	" " 4978番地
多 田 茂 満	朝倉郡筑前町中牟田256番地

福岡県告示第1112号

解散した清算法人久留米市東合川地区土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第

17項の規定により次のように公告する。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

氏 名	住 所
濱 崎 勝 美	久留米市東合川 9 丁目 6 番23号
辻 芳 春	" 3 丁目11番32号
飯 田 忠 義	久留米市合川町1125番地
高 嶋 邦 男	久留米市東合川町46番地
高 嶋 一 善	久留米市合川町421番地
森 山 博	久留米市東合川町405番地
小 塩 忠 義	" 561番地
小 塩 猛 俊	" 1071番地 1
小 塩 武 士	" 462番地・463番地 1
黒 岩 英 登	久留米市東合川 9 丁目17番21号
川 浪 義 己	" " 4 番40号
吉 田 誠	" 4 丁目 3 番32号
原 賀 義 弘	久留米市合川町1094番地
佐々木 光 雄	" 1025番地
秋 山 常 範	" 269番地 1
川 原 一 男	久留米市東合川 9 丁目 4 番33号
石 橋 正 信	久留米市東合川町48番地
吉 田 勝 弥	久留米市東合川 4 丁目 5 番28号
秋 山 重 美	久留米市合川町1132番地
荒 木 正 義	久留米市東合川町1072番地
江 崎 嘉 次	久留米市合川町284番地 1
初 田 政 彦	久留米市東合川 7 丁目 9 番15号
江 崎 清 光	久留米市合川町1066番地
中 村 守 生	" 1043番地 1

黒 岩 誠	久留米市東合川9丁目15番43号
辻 敏 久	久留米市東合川町400番地
小 塩 秀 義	" 543番地

福岡県告示第1113号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡東区東田四丁目	平成19年5月29日から 平成19年8月29日まで

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・5・14	2676	告 示	986	2			11		甘木字七日町	甘木市七日町

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています